

③意見交換会

市の事業説明について、市民と市が意見交換する方法。



④ワークショップ

ファシリテーター（会議進行役）の進行の下、市民と市や市民相互の共同作業を通じて一定の方向性を合意形成する方法。



⑤審議会など

市政運営における特定のテーマについて、専門家などにより検討する方法。



市民が行政へ意見を伝える方法（6条関係）

①パブリックコメント

条例案や計画案を広く市民に公表し、文書やメールなどで意見を求める方法。



②市民意識調査

一定の質問形式で市民から意見を求める方法。



条例制定までとこれから

条例の制定にあたっては、市民委員で構成する「牧之原市自治基本条例推進会議」で検討を重ね、条例の素案を策定しました。

その後、市民の皆さんから意見を募集して、さらに検討を重ね、条例案を作成し、2月議会に上程、可決されました。

これまでも市では、市民の皆さんからの意見や提案を受け、進めてきました。

この条例は、パブリックコメントや審議会など、今までも行ってきたルールとして明文化されていなかったものを統一のルールとして定めるものです。

市民の皆さんに新たな負担がかかるものではなく、市の行政活動へ参加しやすく、行政が進めていることが見えやすくなります。

条例は10月1日から効力が発生します。

今後は、参加手続きの具体的な方法などを規則で定め、市民の皆さんがどのように市の行政活動に参加できるのかを分かりやすく示していきます。



地域の絆づくりのためのワークショップの様子

みんなが主役

まちづくりに参加しやすく

市では、平成26年2月議会で可決された「牧之原市政への市民参加に関する条例」を3月24日に公布し、10月1日に施行します。

問い合わせ 地域政策課 石神 ☎0053

この条例は、平成23年10月に施行した「牧之原市自治基本条例」の理念を、具体化するためにつくられました。

まちづくりの主役である市民が「学び」「気づき」「共感し」、そして「支援し合う」地域の絆づくり事業が動き始めています。

自治会などが中心となり、「男女協働サロン」をとおして、絆のある社会づくりが根づきつつあります。

これをさらに強固にしていくためには、さまざまなまちづくりの主体が、対話と情報共有により信頼関係をつくる

条例の「ねらい」は

条例は、市の行政活動への市民参加の具体的な手続きをまとめたものです。

な、牧之原市で良かった」と誰もがそう言える市をつくり上げていくためのものです。

条例の趣旨

これまでも、市では、市民参加のための手続きは行われてきましたが、市民の皆さんが行政に対していつ、どんなことに、どのように意見を出せばいいのかなど、手続きに関する統一の基準がありませんでした。

このような状況を改善し、市政への市民参加を保障するために、具体的な市の事業について意見を出せるルールとして「牧之原市政への市民参加に関する条例」をつくりました。

条例における「市民参加」の定義

条例では、市民参加を「市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、または提案することにより行政活動に参加し、市政を推進すること」と定義しています。

市民の皆さんが、計画の作成過程などで、意見や提案をすること、市政の推進につながっていきます。

条例の構成

前文	第1条 目的	第7条 市民参加手続の実施等
第2条 用語の定義	第3条 市民の責務	第8条 提出された意見等の取扱い
第4条 市長等の責務	第5条 市民参加手続の対象	第9条 市民投票
第6条 市民参加手続	第6条 市民参加手続	第10条 公表・情報提供の方法
		第11条 牧之原市自治基本条例推進会議
		第12条 条例の見直し
		第13条 委任

*「牧之原市政への市民参加に関する条例」の全文は市ホームページに掲載しています。